

小山工業高等専門学校公式ユーチューブ運用要項

制 定 令和3年6月16日

最終改正 令和7年6月11日

小山工業高等専門学校における公式ユーチューブの運用については、独立行政法人国立高等専門学校機構ソーシャルメディアサービス運用手順及び小山工業高等専門学校ソーシャルメディアサービス運用要項に定めるもののほか、この要項によるものとする。

(目的)

第1条 この要項は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）が、動画共有サイト「YouTube」（以下「ユーチューブ」という。）において、本校の広報を目的として開設する小山高専公式チャンネル（以下「公式チャンネル」という。）の適正かつ円滑な運用を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において使用する用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 公式チャンネル

本校が設置・運用するユーチューブチャンネルをいう。

二 アカウント

ユーチューブを設置・運用するために取得した権利、およびユーザー名をいう。

三 コメント

投稿した動画に対して閲覧者が書き込むことができる意見をいう。

四 利用者

ユーチューブの利用者をいう。

(運用体制)

第3条 この要項における運用体制は、次のとおりとする。

一 公式チャンネル運用管理者

(1) 公式チャンネルの適切な管理及び運用の統括を行うため、本校に公式チャンネル運用管理者（以下「運用管理者」）を置き、広報戦略室長をもって充てる。

(2) 運用管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。

ア 公式チャンネルのアカウント管理

イ 動画の掲載及び削除の承認

ウ その他公式チャンネル全体に関すること

二 公式チャンネル運用担当者

(1) 公式チャンネルの適切な運用を行うため、本校に公式チャンネル運用担当者（以下「運用担当者」）を置き、総務課をもって充てる。

(2) 運用担当者は次の各号に掲げる業務を行う。

ア 動画の掲載及び削除

イ 掲載中の動画の定期的な点検

(基本原則)

第4条 情報発信にあたっては、公式チャンネルによる本校広報を適正かつ円滑に行うため、次の事項を基本原則として運用するものとする。

一 本校の教職員であることの自覚と責任を持ち、法令等および本校の諸規則並びに職務上求められる倫理規定を遵守する。

二 自らの職務に関する情報を発信する場合には、守秘義務を果たすとともに、意思形成過程における情報の取り扱いに十分注意する。

三 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないよう十分注意する。

四 発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分注意する。

五 その他公序良俗に反する一切の情報を発信しない。

(掲載する動画の情報)

第5条 公式チャンネルに掲載する動画は、本校広報に効果があると認められるものとする。

(動画の掲載及び削除)

第6条

一 動画の掲載

(1) 公式チャンネルに動画の登録を申請できる者は、本校教職員とする。

(2) 申請者は、第5条に掲げる条件に合致すること確認したうえで、様式「小山工業高等専門学校公式YouTubeチャンネル登録申請書」を運用担当者へ提出する。

(3) 運用管理者は、申請のあった動画の公開について、広報戦略室会議の議を経て承認する。

(4) 運用担当者は、運用管理者が承認した動画を公式チャンネルに掲載する。

二 動画の削除

(1) 運用担当者は、申請者から、様式「小山工業高等専門学校公式YouTubeチャンネル登録申請書」により削除申請があった動画について、運用管理者の承認を得て削除する。

(2) 運用担当者は、動画の掲載状況を定期的に点検し、第5条に違反する動画が掲載されていることを確認した場合には、速やかに運用管理者へ報告し、動画を削除する。

(3) 運用担当者は、その他、運用管理者が必要と認めた場合には、動画を削除する。

(アカウントの管理)

第7条 アカウントは、運用管理者が適切に管理するものとする。なお、パスワードについ

ては、運用管理者が必要に応じて変更を行うものとする。

- 2 アカウントの運用及び管理にあつては、情報セキュリティ関連法令、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下、「機構」という。）の基本方針又は実施規則、若しくは本校の情報セキュリティ実施規程又は実施手順、及びユーチューブ運営会社が定める運用規程を遵守するものとする。

（安全対策の徹底）

第8条

一 情報セキュリティ対策

公式チャンネルに係る情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項については、情報セキュリティ関連法令、機構の基本方針又は実施規則、若しくは本校の情報セキュリティ実施規程又は実施手順に定めるところによるものとする。

二 不正アクセス等に対する措置

(1) 運用管理者は、公式チャンネルに対する不正なアクセスや改ざん等を認知したときは、「情報セキュリティインシデント対応手順」(平成27年10月制定)に基づき、関係機関等と連携し、復旧作業、再発防止等所要の措置を講ずるものとする。

(2) 運用管理者は、関係機関等と連携して、不正アクセスや改ざん等を行った者の特定と事案の解明に努めなければならない。

（アカウント運用主体、運用ポリシー等の明示）

第9条 本校は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運用主体として公式チャンネル名を、本校公式ホームページに明示する。

- 2 本校は、ユーチューブ運用の指針を利用者に示すため、別添「小山工業高等専門学校ユーチューブ運用ポリシー」を定め、本校ホームページで公開する。

附 則

この要項は、令和3年6月16日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年6月11日から施行し、令和7年4月1日から適用する。